

IV 若年性認知症の人の家族への支援

1 介護者に役立つ制度・事業など

(1) 介護休業制度等

【窓口】

<制度に関すること> 長野労働局雇用均等室 (026) 227-0125

<実際の手続き> 事業主

労働者は、申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回の介護休業をすることができます(一定の範囲の期間雇用者^{※3}も対象となります)。また、事業主は対象家族を介護する労働者に対して、勤務時間短縮等の措置を講じることとなっています。

※3：一定の範囲の期間雇用者とは、以下の両方に該当する労働者です。

- ・同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること。
- ・介護休業開始予定日から93日を経過する日(93日経過日)を超えて引き続き雇用されることが見込まれること。(93日経過日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く)

◎対象者

介護休業ができる労働者は、要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者です。日々雇用されるものは対象になりません。

「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいい、「対象家族」とは配偶者、父母、子、配偶者の父母並びに労働者が同居しかつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫をいいます。

◎適用される範囲・内容

勤務時間短縮等の措置または、介護休業の取得ができます。介護休業の期間は通算して(のべ)93日までです。

◎手続き

休業開始予定日から希望通り休業するには、その2週間前までに申し出ます。

介護休業の申し出は、休業開始予定日と終了予定日を明らかにして、書面で行います。

◎その他の制度

要介護状態にある対象家族を介護する労働者は、介護休業勤務時間短縮等の措置の他に以下の制度を利用することもできます。

- ・介護休暇〈1年に5日（対象家族2人以上の場合は10日）まで〉
- ・時間外労働の制限・深夜業の制限

※それぞれの制度の詳細については、長野労働局ホームページをご覧ください。直接電話などでお問い合わせください。

(2) 私立幼稚園就園奨励費補助金

【窓口：佐久市 子育て支援課（0267）62-3149

又は 在籍している私立幼稚園】

幼稚園教育を奨励するため、私立幼稚園に就園する園児の保護者に対して入園料及び保育料の一部を補助する制度です。

◎制度が利用できる方・内容

(平成25年度の場合)

補助 金額	世帯区分	就園している園児	補助限度額（1人あたりの年額：円）		
			小学校1～3年生の兄弟がいない世帯	小学校1～3年生の兄弟がいる世帯	
				1人いる世帯	2人以上いる世帯
	生活保護世帯	1人目	229,200	249,000	308,000
		2人目	268,000	308,000	
		3人目以降	308,000		
	平成25年度 市民税非課税世帯	1人目	199,200	226,000	308,000
		2人目	253,000	308,000	
		3人目以降	308,000		
	平成25年度 市民税所得割が非課税（均等割のみ課税）の世帯	1人目	199,200	226,000	308,000
		2人目	253,000	308,000	
		3人目以降	308,000		

補助 金額	平成 25 年度 市民税所得割 が 77,100 円以 下の世帯	1 人目	115,200	163,000	308,000
		2 人目	211,000	308,000	
		3 人目以降	308,000		
	平成 25 年度 市民税所得割 が 211,200 円以 下の世帯	1 人目	62,200	114,000	308,000
		2 人目	185,000	308,000	
		3 人目以降	308,000		
	上記以外の世 帯	1 人目	—	—	—
		2 人目	—	—	—
		3 人目以降	308,000	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上表の市民税所得割は、夫婦（専業主婦）と 16 歳未満の子ども 2 人のモデル額であり、扶養人数により詳細は細分化されています。 ・ 市民税所得割額及び補助限度額は国に準じ変更されます。 ・ 「上記以外の世帯」は、幼稚園に同時に 3 人以上が就園する場合で、3 人目以降の園児のみ補助対象となります。 ・ 補助金は、幼稚園に支払う実費と補助限度額を比較し、低い方が補助金額となります。 ・ 園児が年度途中で入退園した場合は、補助限度額が減額されます。 				
補助 要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐久市に住民登録をしている園児であること。 ・ 園児と生計を共にされている父母等（父母以外の方が家計の主宰者である場合、その方も含めます）の市民税所得割の合計が 16 歳未満の扶養親族数により異なる基準以下であること。 				
受付	市教育委員会（子育て支援課）又は就園する私立幼稚園で申請書類をもらい、必要書類を添えて在園する私立幼稚園に提出してください。				
補助金 額の 決定	市教育委員会（子育て支援課）で 16 歳未満の扶養人数及び世帯の課税状況を確認し、補助金額を決定します。				
補助金 の交付	2 月末に市教育委員会（子育て支援課）が園児の就園する私立幼稚園へ補助金を交付し、3 月に同私立幼稚園から保護者へ補助金が交付されます。				

(3) 就学援助

【窓口：佐久市 教育委員会 (0267) 62-3478 又は 在籍している小・中学校】

経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費など就学にかかる費用の一部を援助する制度です。

◎対象者

- ・生活保護を受けている方（要保護児童・生徒）
- ・生活保護に準じる程度に困窮している方（準要保護児童・生徒）

◎援助の内容（対象経費）

学用品費、通学用品費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費、医療費（一部）、校外活動費、修学旅行費等

(4) 佐久市奨学金

【窓口：佐久市 教育委員会 (0267) 62-3478】

佐久市では、修学の意志と能力がありながら、経済的な理由で修学が困難な人に奨学金を貸与し、進学を支援しています。

◎対象者、制度が適用される範囲・内容

貸与月額	高校生 (国公立) 10,000 円 (私立) 15,000 円 高専生 (国公立) 15,000 円 専門学校生 (国公立) 30,000 円 (私立) 40,000 円 短大生 (国公立) 30,000 円 (私立) 40,000 円 大学生 (国公立) 30,000 円 (私立) 40,000 円
貸与要件	上記の学校へ進学が確定した人、又は在学中の人で、 <ul style="list-style-type: none">・佐久市に生活の本拠を有している者の子弟であること。・学業及び資質に優れ、かつ、健康であること。・経済的理由により修学が困難と認められること。・独立行政法人日本学生支援機構その他これに類する団体から学資等の貸与を受けていないこと。・授業料が全額免除されていないこと。・親権者に市税等の滞納がないこと。
貸与期間	その学校の正規修学期間内
利子	無利息

受 付	年度途中でも随時受け付けます。
貸与の決定	選考委員会で審査のうえ、決定します。
償還開始及び期間等	貸与期間を終了した翌月から6ヶ月を経過した後、貸与を受けた期間の2倍の期間内。月賦・半年賦の償還額は、毎回均等額または償還始めの期間は少額とし、経年により償還額を増やしていく方法を選択できます。

(5) 長野県奨学金・貸付

県で高校生等を対象に行っている奨学金制度は、高等学校等奨学金、高等学校等遠距離通学費、高等学校定時制通信制課程修学奨励金の3種類で、貸与月額等は次のとおりです。

【窓口】

<制度に関すること> 長野県 高校教育課 (026) 235-7428

<申込み> 在学する学校

◎申込み

- ・ 申込手続きは学校を通じて行いますので、在学する高等学校等の奨学金担当者へ相談してください。(募集時期：4月～12月)
- ・ 来春高等学校等へ進学を希望される者に対する予約募集も行っています。(募集期間：11月～12月) 申込手続きは中学校を通じて行いますので、在学する中学校に相談してください。

◎制度が利用できる方・制度が適用される範囲・内容

(ア) 高等学校等奨学金

貸与月額	公立 18,000円 私立 30,000円
貸与対象者	次の1から3までに掲げる要件を備えている者であること。 1 次のいずれかに該当する者であること。 (1) 生活保護法に規定する被保護者の世帯に属する者。 (2) 地方税法の規定により市町村民税が課税されていない世帯又は市町村民税が減免された世帯に属する者。 (3) 世帯の全収入額(年収)が生活保護法の規定により算定した基準額(年収に換算)の1.5倍以下である世帯に属する者。 (4) 学習成績の評定平均値が別に定める学力基準値以上であり、かつ、主たる家計支持者の前年中の収入額が別に定める収入基準額以下である者。

	<p>(5) 年度の途中で修学費用負担者の死亡、疾病、失業又は災害等の理由により生活困難となった者。</p> <p>2 保護者が県内に居住する者であること。</p> <p>3 高等学校等^{※4}に在学する者であること。</p> <p>※4：高等学校等とは高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程</p>
償還期間	卒業等後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間
利子	無利息
募集期間	4月～12月

(イ) 高等学校等遠距離通学費

貸与月額	通学費等 ^{※5} の月額に10分の7を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）ただし、26,000円を限度とする。
貸与対象者	<p>次の1から4までに掲げる要件を備えている者であること。</p> <p>1 通学費等^{※5}が月額8,000円以上であること。</p> <p>2 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 主たる家計支持者の前年中の収入金額が別に定める収入基準額以下である者。</p> <p>(2) 年度途中で通学費等の負担者の死亡、疾病、失業又は災害等の理由により生活困難となった者。</p> <p>3 保護者が県内に居住する者であること。</p> <p>4 高等学校等^{※4}に在学する者であること。</p> <p>※5：通学費等とは交通機関の運賃並びに下宿、借間、寮等の下宿代、借間代、寮費等</p>
償還期間	卒業等後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間
利子	無利息
募集期間	4月～12月

(ウ) 高等学校定時制通信制課程修学奨励金

貸与月額	14,000円
貸与対象者	<p>次の①～⑤までに掲げる要件を備えている者であること。</p> <p>①県内の高等学校の定時制課程若しくは通信制課程に在学している者又は学校教育法に規定する広域の通信制の課程に在学し、かつ、県内に住所を有する者。</p>

	<p>②世帯の全収入額（年収）が生活保護法の規定により算定した基準額（年収に換算）の 1.5 倍以下である世帯に属する者、または、年度の中で修学費用負担者の死亡、疾病、失業又は災害等の理由により生活困難となった者。</p> <p>③経常的収入を得る職業に就いている者。</p> <p>④長野県高等学校等奨学金の貸与を受けていない者。</p> <p>⑤通信制課程及び単位制高等学校における定時制課程に在学する者にあつては、4 年以内で卒業までに至る学習計画を有すると認められる者で、年間 18 単位以上の単位数を履習している者。ただし、学校で学年別に履習方法を定めている場合にあつては、それに従い履習している者。</p>
償還期間	退学等後 6 月据え置き、貸与期間の相当期間。 (卒業した場合は償還免除)
利 子	無利息
募集期間	6 月頃

(6) 高校授業料の減免

< 県立高校 >

【窓口：各高校 又は 県庁高校教育課（026）235－7428】

県立高校の授業料は、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行された平成 22 年 4 月以降、留学や休学など特別の事情がなく標準修業年限を超えて在学する場合等に限って徴収されることになっています。

県では、授業料の徴収対象となった者のうち、生活が困窮し、授業料の支払いが困難な者を対象とした授業料減免制度を設けています。

◎対象者

対象条件

- (ア) 保護者が生活保護法に規定する要保護者である
- (イ) 保護者の市町村民税が非課税である
- (ウ) 保護者の死亡、障害又は傷病等により生活が苦しい
- (エ) 災害、生業不振、その他の理由により生活が苦しい
- (オ) 母子家庭で生活が苦しい

◎手続き

減免の申請は、保護者と連署した授業料減免申請書に必要書類を添付し、在学する高等学校の事務室に提出してください。申請は随時受け付けています。

< 私立高校 >

【窓口：長野県 情報公開・私学課（026）235－7058】

県では、県内の私立高校に学ぶ生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、授業料と入学金の一部を補助しています。この制度は、奨学金とは異なり、返済する必要はありません。

◎手続き

この授業料軽減助成についての「おしらせ」が、6 月頃、在籍する学校から配布されますので、書類を学校が定める期限までに学校へ提出してください。

(7) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

奨学金は、大学・大学院・短大・高専・専修学校（専門課程）に在学している方を対象に、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し貸与されます。

◎手続き

奨学金の申込みは、在学する学校を通して行います。

◎対象者、制度が適用される範囲・内容

種類	第一種奨学金（無利息）	第二種奨学金（利息付）
利息	無利息	年利 3% を上限とする利息付。 （在学中は無利息）
対象	大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）に在学する学生・生徒。	大学院・大学・短期大学・高等専門学校（4・5 年生）・専修学校（専門課程）の学生・生徒
選考	特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に貸与します。	第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与します。
貸与月額	学種別・設置者・入学年度・通学形態別に定められています。	本人が 5 種類の貸与月額から自由に選択でき、さらに在学採用の場合は申込年度の 4 月まで遡って貸与を受けることができます。
その他	※所得連動返還型無利子奨学金制度 奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は願い出により返還期限を猶予する制度です。	

2 相談相手・仲間づくりなどに関すること

(1) なごみ会（本人と家族の会）

【窓口：佐久市 高齢者福祉課（0267）62-3157 又は 各支所高齢者児童福祉係】

概ね 64 歳以下の方で、物忘れや身体の障がいで、外出や交流の機会の少ない方とご家族の皆さまの交流会です。

日程：年 4 回

時間：1～2 時間程度

場所：佐久市内の会場

対象者：物忘れや身体の障害でお困りの概ね 64 歳以下の方と、そのご家族。

内容：座談会、作業療法やレクリエーション、運動療法、調理実習など。

会費：無料

※送迎があります。

(2) 認知症高齢者介護者座談会

【窓口：佐久市 高齢者福祉課（0267）62-3157 又は 各支所高齢者児童福祉係】

認知症高齢者の介護をしている皆さんを対象に、認知症に関する理解を深めることや介護者の皆さんとの交流により、心身の疲れを癒し、明日の介護の活力とすることを目的に開催します。認知症地域支援推進員から介護のアドバイスをさせていただきます。

日程：月 1 回

時間：午後 1 時 30 分～3 時まで

場所：佐久市内の会場

内容：座談会

会費：無料

(3) 認知症コールセンター

県では、認知症の人やその家族が電話で気軽に相談できる認知症コールセンターを開設しています。

認知症について、日頃から悩んでいることや疑問に思っていることを、相談員（認知症の介護の専門家や介護経験者など）に、何でも相談してください。

電話番号	(0268) 23-7830 (なやみなし)
受付時間	午前 10 時～午後 5 時 (日曜・祝日・年末年始を除く)
相談料	無料 (通常の電話料金はかかります)

(4) 若年性認知症コールセンター

国では、65歳未満で発症する若年性認知症の電話無料相談を行っています。若年性認知症に関するご相談は、この電話もご利用ください。病状、病院受診、介護、経済的なお悩み、社会支援、家族の関係など若年性認知症が関連した様々な分野でのご相談をお受けします。

電話番号	(0800) 100-2707
受付時間	午前10時～午後3時（日曜・祝日・年末年始を除く）
相談料	相談料・通話料は無料です

(5) 認知症の人と家族の会 長野県支部

認知症の方本人とその家族、介護専門職、認知症に関わる医療職や研究者などからなる全国組織の長野県支部です。

啓発活動や電話相談（月～金 9:00～12:00）などの活動を行っています。

代表者	所在地	電話番号/FAX
伝田景光	飯田市下久堅下虎岩 780-2	(0265) 29-7799

